

仙台市消費生活センター

会計年度任用職員(消費生活相談員)

募集案内

令和 7 年 1 月 27 日
仙台市消費生活センター

- 採用予定人員 若干名
- 勤務場所 仙台市消費生活センター
(仙台市青葉区一番町四丁目 11 番 1 号 141 ビル 5 階)
- 職務内容 消費生活相談関係業務及び啓発業務
- 受験資格 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)(3)のいずれかの要件を満たす者
 - パソコン(Word、Excel、インターネット)の基本的操作のできる者
 - 消費生活相談員資格試験(国家試験)合格者、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」の附則における消費生活相談員資格試験のみなし合格者
 - 独立行政法人国民生活センターが付与する「消費生活専門相談員」、一般財団法人日本産業協会が付与する「消費生活アドバイザー」、一般財団法人日本消費者協会が付与する「消費生活コンサルタント」のいずれかの資格を有する者
- 勤務条件(令和7年1月1日現在)
 - 勤務時間
 - 1日の勤務時間 7時間30分(午前8時45分から午後5時15分まで、昼休憩60分)
 - 1週の勤務時間数 30時間
 - 1週の勤務日数 4日(変則勤務。土曜勤務あり)
 - 休日 日曜、祝日、年末年始
 - 年次有給休暇 10日(その他、子の看護休暇、忌引等あり)※
 - 報酬額(予定、人事院勧告等による変動の可能性あり)※
 - 月額198,090円(給料:162,503円、地域手当:9,750円、期末手当(毎月分):25,837円)
 - 期末手当120,577円(12月支給)
 - 勤勉手当180,865円(6月・12月支給)
 - 通勤手当:実費支給あり(上限:毎月55,000円)、マイカー通勤不可
 - 社会保険等 健康保険・厚生年金・雇用保険に加入
 - 退職金制度 なし※ ③年次有給休暇と④報酬額は、本市勤務実績により加算あり。期末手当及び勤勉手当には、基準日時点での在職期間等の支給要件あり。

6 任用期間 令和8年3月31日まで（試用期間：1か月）

7 応募方法 次の書類を持参又はご郵送ください。（応募書類は返却しません）

※ 持参の場合は日曜祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く、午前9時から午後5時までの間にお越しください。なお、午前9～10時の間に141ビルに入る際は、一番町側入口をご利用ください。

① 履歴書（写真添付、規定様式）

② 資格を証明できるもの（資格認定証等写し）

③ 小論文（規定様式により、600字以上800字以内。手書きのこと）

【テーマ】

現在の社会動向を見据えた消費者トラブル増加の懸念についてと、今後、相談対応において求められる消費生活相談員の役割についてのあなたの考えを、下記の言葉を全て使って600字以上800字以内で述べてください。

「消費者教育」「デジタル化」

8 応募期間 随時

9 選考方法 応募書類の審査と個別面接により選考します。

10 選考結果の開示

- ・ 選考結果については、個人情報保護法に基づき、申請者本人に提供することができます。なお、口頭で提供を請求することができます。
- ・ 選考の結果、採用されなかった方については、応募者数、小論文の得点及び面接の得点、総合得点並びに最終順位を開示します。
- ・ 開示請求ができる期間は、選考結果通知日から1か月間とします。
- ・ 受験者本人が、本人であることが確認できる書類（運転免許証、パスポート等）をお持ちの上、土日祝日を除く平日の9時から17時までの間に、下記応募・お問い合わせ先に記載の消費生活センターにおいて、口頭で請求することができます。

応募・お問い合わせ先

〒980-8555

仙台市青葉区一番町四丁目11番1号141ビル（三越定禅寺通り館）5階

仙台市消費生活センター

☎022-268-7040（直通）